［事業所名］運営規程

（［事業名（さいたま市介護予防通所介護サービス、さいたま市交流型通所サービス又はさいたま市運動型通所サービス）］）

（事業の目的）

第１条　［法人名］が開設する［事業所名］（以下「事業所」という。）の従業者が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な［事業名］を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

２　事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称　　［事業所名］

(2) 所在地　　［所在地］

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　１名

管理者は、事業所の従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員　１名以上［※交流型・運動型の場合は配置不要］

利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との調整を行う。

(3) 看護職員　１名以上［※交流型・運動型の場合は配置不要］

利用者の健康状態を管理し、衛生上の指導及び心身の状況に応じた看護を行う。

(4) 介護職員　サービス提供時間を通じ○名以上

［事業名］の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員　１名以上［※交流型の場合は配置不要］

日常生活を営むために必要な機能の回復及び維持のための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日　○曜日から○曜日（ただし、［※祝日・年末年始等営業しない日がある場合に記載すること］を除く。）

(2) 営業時間　午前○時から午後○時まで

（事業の単位及び利用定員）

第６条　事業の単位及び利用定員は、次のとおりとする。

(1) 単位　○単位

(2) 利用定員　○人

（サービスの提供方法、内容及び利用料等）

第７条　［事業名］の提供方法及び内容は次のとおりとし、［事業名］を提供した場合の利用料の額は、さいたま市第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴

(3) 機能訓練

(4) 健康管理

(5) 送迎

［※実際に行うサービスに即して適宜加除すること］

２　その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食費　昼食○○円、おやつ○○円

(2) おむつ代　実費

(3) 日用品費　実費

(4) 教養娯楽費　実費

(5) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用　通常の実施地域を越えた地点から○kmにつき○○円

［※すべて実費の範囲内で設定すること］

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、[※客観的に区域が特定できる標記とすること]とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ること

(2) 事業所の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用すること

(3) その他管理上必要な事項に協力すること

［※利用者側が留意すべき事項を記載すること］

（緊急時等における対応方法）

第10条　サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、適切な処置を行うとともに、必要に応じ主治医及び利用者の家族への連絡を行う等の措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第11条　事業所は、消火設備その他非常災害対策に際して具体的な計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条　事業所は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

 (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図る。

 (2)虐待の防止のための指針を整備する。

 (3)従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

 (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は，サービス提供中に，当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は，速やかに，市町村に通報するものとする。

※なお，当該事項を定めるに当たっては，3年間の経過措置が設けられており，令和6年3月31日までの間，「定めておくよう努める」こととされています。

（その他運営についての留意事項）

第13条　［事業所の実情にあわせ記載。例としては以下のとおり］

第13条　事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修　採用後○カ月以内

(2) 継続研修　　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は［法人名］と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、[令和○○年○月○日]から施行する。※　指定予定年月日又は改正年月日を記載